

札幌市証明等手数料条例（昭和21年条例第15号）新旧対照表

現 行					改 正 後					備 考	
第1条から第5条まで（省略）					第1条から第5条まで（現行のとおり）						
別表					別表						
番号	区分	単位	手数料の額	備考	番号	区分	単位	手数料の額	備考		
1の項から33の4の項まで（省略）					1の項から33の4の項まで（省略）						
33の	(1)から(3)まで（省略）				33の	(1)から(3)まで（現行のとおり）				規定整備（条項ずれ）	
5	(4) <u>法第29条第1項</u> の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（次号及び付表13の項において「計画認定」という。）の申請（ <u>法第30条第2項</u> の規定による申出をする場合を除く。）	1件	付表13の項に定める額		5	(4) <u>法第34条第1項</u> の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（次号及び付表13の項において「計画認定」という。）の申請（ <u>法第35条第2項</u> の規定による申出をする場合を除く。）	（現行のとおり）	（現行のとおり）			
	(5) 計画認定の申請（ <u>法第30条第2項</u> の規定による申出をする場合に限る。）	1件	付表14の項に定める額		(5)	計画認定の申請（ <u>法第35条第2項</u> の規定による申出をする場合に限る。）	（現行のとおり）	（現行のとおり）			同上
	(6) <u>法第31条第1項</u> の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（次号及び付表15の項において「計画変更認定」という。）の申請（同条第2項において準用する <u>法第30条第2項</u> の規定による申出をする場合を除く。）	1件	付表15の項に定める額		(6)	<u>法第36条第1項</u> の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（次号及び付表15の項において「計画変更認定」という。）の申請（同条第2項において準用する <u>法第35条第2項</u> の規定による申出をする場合を除く。）	（現行のとおり）	（現行のとおり）			同上
	(7) 計画変更認定の申請（ <u>法第31条第2項</u> において準用する <u>法第30条第2項</u> の規定による申出をする場合に限る。）	1件	付表16の項に定める額		(7)	計画変更認定の申請（ <u>法第36条第2項</u> において準用する <u>法第35条第2項</u> の規定による申出をする場合に限る。）	（現行のとおり）	（現行のとおり）		同上	

(8) 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(付表17の項において「適合認定」という。)の申請	1件	付表17の項に定める額
34の項から40の項まで (省略)		

(8) 法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(付表17の項において「適合認定」という。)の申請	(現行のとおり)	(現行のとおり)
34の項から40の項まで (現行のとおり)		

同上

付表

番号	区分	手数料の額
1の項から3の項まで (省略)		
4	別表33の3の項第2号に掲げるもの	別表33の3の項第1号の規定に準じて算定した額に、法第6条第2項の規定による申出(以下この項において「申出」という。)に係る住宅を含む建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1) 申出に係る <u>特定建築物</u> を含む建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額 (2) 申出に係る <u>特定建築物</u> を含む建築物について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第2号の規定に準じて算定した額 (3) (省略)
5及び5の2 (省略)		
6	別表33の3の項第4号に掲げるもの	別表33の3の項第3号の規定に準じて算定した額に、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出(以下この項において「申出」という。)に係る住宅を含む建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場

付表

番号	区分	手数料の額
1の項から3の2の項まで (現行のとおり)		
4	別表33の3の項第2号に掲げるもの	別表33の3の項第1号の規定に準じて算定した額に、法第6条第2項の規定による申出(以下この項において「申出」という。)に係る住宅を含む建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1) 申出に係る <u>住宅</u> を含む建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額 (2) 申出に係る <u>住宅</u> を含む建築物について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第2号の規定に準じて算定した額 (3) (現行のとおり)
5及び5の2 (現行のとおり)		
6	別表33の3の項第4号に掲げるもの	別表33の3の項第3号の規定に準じて算定した額に、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出(以下この項において「申出」という。)に係る住宅を含む建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場

規定整備

同上

		<p>合に応じ当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 申出に係る<u>特定建築物</u>を含む建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額</p> <p>(2) 申出に係る<u>特定建築物</u>を含む建築物について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第2号の規定に準じて算定した額</p> <p>(3) (省略)</p>			
7	別表33の4の項第1号に掲げるもの	<p>(1)から(3)まで (省略)</p> <p>(4) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る住宅部分を含まない建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>10,000円</u> (新設)</p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>28,000円</u></p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>85,000円</u></p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>135,000円</u></p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超</p>	7	<p>別表33の4の項第1号に掲げるもの</p> <p>(1)から(3)まで (現行のとおり)</p> <p>(4) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る住宅部分を含まない建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>9,300円</u></p> <p>(イ) <u>建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 16,000円</u></p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>27,000円</u></p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>80,000円</u></p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>127,000円</u></p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「低炭素法」という。)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る一部の手数料の額について、積算根拠となる業務量等の見直しに伴い、適</p>

え、25,000平方メートル以下のもの 171,000円

(カ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 213,000円

イ 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、当該建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギー使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量を超えないことを確認する方法（以下「モデル建物法」という。）により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 85,000円

(新設)

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 143,000円

(ロ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 232,000円

(ハ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 303,000円

え、25,000平方メートル以下のもの 160,000円

(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円

イ 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、当該建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギー使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量を超えないことを確認する方法（以下「モデル建物法」という。）により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 87,000円

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 110,000円

(ロ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 145,000円

(ハ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 235,000円

(ニ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 308,000円

正な額及び面積区分に改めるもの（イ及びウについて同じ。）

		<p>(イ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>364,000円</u></p> <p>(ロ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>427,000円</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>256,000円</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のもの <u>408,000円</u></p> <p>(ロ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>581,000円</u></p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>712,000円</u></p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>840,000円</u></p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>958,000円</u></p> <p>(5)及び(6) (省略)</p>		<p>(イ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>370,000円</u></p> <p>(ロ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>434,000円</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>227,000円</u></p> <p>(イ) <u>建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 284,000円</u></p> <p>(ロ) 建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のもの <u>367,000円</u></p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>524,000円</u></p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>645,000円</u></p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>762,000円</u></p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>870,000円</u></p> <p>(5)及び(6) (現行のとおり)</p>	
8	別表33の4の項第2号に掲げるもの	<p>別表33の4の項第1号の規定に準じて算定した額に、法第54条第2項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 申出に係る<u>特定建築物を含む</u>建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額</p>	8	<p>別表33の4の項第1号の規定に準じて算定した額に、法第54条第2項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 申出に係る建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額</p>	規定整備

		(2) 申出に係る <u>特定建築物を含む建築物</u> について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表 1 の 2 の項第 2 号の規定に準じて算定した額 (3) (省略)		(2) 申出に係る建築物について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表 1 の 2 の項第 2 号の規定に準じて算定した額 (3) (現行のとおり)	同上	
9	別表33の4の項第3号に掲げるもの	(1)から(3)まで (省略) (4) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画変更認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る住宅部分を含まない建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額 ア 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合 (7) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>5,000円</u> (新設) <u>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 14,000円</u> <u>(ロ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 42,500円</u> <u>(ハ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 67,500円</u> <u>(ニ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 85,500円</u> <u>(ホ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 106,500円</u> イ 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が	9	別表33の4の項第3号に掲げるもの	(1)から(3)まで (現行のとおり) (4) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画変更認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る住宅部分を含まない建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額 ア 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合 (7) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>4,650円</u> <u>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 8,000円</u> <u>(ロ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,500円</u> <u>(ハ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 40,000円</u> <u>(ニ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 63,500円</u> <u>(ホ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 80,000円</u> <u>(ケ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 100,000円</u> イ 当該建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画が	低炭素法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る一部の手数料の額について、積算根拠となる業務量等の見直しに伴い、適正な額及び面積区分に改めるもの(イ及びウについて同じ。)

低炭素基準に適合していることについて、モデル建物法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(7) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 42,500円
(新設)

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のもの 71,500円

(ロ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のもの 116,000円

(ハ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以下のもの 151,500円

(ニ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、
25,000平方メートル以下のもの 182,000円

(ホ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 213,500円

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合

(7) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 128,000円
(新設)

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のもの 204,000円

(ロ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のもの 290,500円

(ハ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以下のもの 356,000円

(ニ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超

低炭素基準に適合していることについて、モデル建物法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(7) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 43,500円

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、
1,000平方メートル以下のもの 55,000円

(ロ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のもの 72,500円

(ハ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のもの 117,500円

(ニ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以下のもの 154,000円

(ホ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、
25,000平方メートル以下のもの 185,000円

(ケ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 217,000円

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合

(7) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 113,500円

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、
1,000平方メートル以下のもの 142,000円

(ロ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のもの 183,500円

(ハ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のもの 262,000円

(ニ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以下のもの 322,500円

(ホ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超

		え、25,000平方メートル以下のもの <u>420,000円</u> <u>(カ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 479,000円</u> (5)及び(6) (省略)			え、25,000平方メートル以下のもの <u>381,000円</u> <u>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 435,000円</u> (5)及び(6) (現行のとおり)	
10	別表33の4の項第4号に掲げるもの	別表33の4の項第3号の規定に準じて算定した額に、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1) 申出に係る <u>特定建築物を含む建築物</u> について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額 (2) 申出に係る <u>特定建築物を含む建築物</u> について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第2号の規定に準じて算定した額 (3) (省略)	10	別表33の4の項第4号に掲げるもの	別表33の4の項第3号の規定に準じて算定した額に、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1) 申出に係る建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額 (2) 申出に係る建築物について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第2号の規定に準じて算定した額 (3) (現行のとおり)	規定整備 同上
11	別表33の5の項第1号に掲げるもの	(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定において建築物エネルギー消費性能基準への適合をモデル建物法により確認した場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>ア 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以下のもの 232,000円</u>	11	別表33の5の項第1号に掲げるもの	(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定において建築物エネルギー消費性能基準への適合をモデル建物法により確認した場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額 <u>ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以下のもの 110,000円</u> <u>イ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 145,000円</u> <u>ウ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 235,000円</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適

		<p>イ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>303,000円</u></p> <p>ウ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>364,000円</u></p> <p>エ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>427,000円</u></p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以下のもの <u>516,000円</u></p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>636,000円</u></p> <p>ウ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>752,000円</u></p> <p>エ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>858,000円</u></p>		<p>エ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>308,000円</u></p> <p>オ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>370,000円</u></p> <p>カ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>434,000円</u></p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p><u>ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以下のもの 284,000円</u></p> <p><u>イ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 367,000円</u></p> <p>ウ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>524,000円</u></p> <p>エ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>645,000円</u></p> <p>オ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>762,000円</u></p> <p>カ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>870,000円</u></p>	<p>合性判定に係る一部の手数料の額について、積算根拠となる業務量等の見直しに伴い、適正な額及び面積区分に改めるもの(第2号について同じ。)</p>
12	別表33の5の項第2号及び第3号に掲げるもの	(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明書の交付に係る建築物エネルギー消費性能基準への適合をモデル建物法により確認した場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該交付に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額	12	(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明書の交付に係る建築物エネルギー消費性能基準への適合をモデル建物法により確認した場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該交付に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額	省エネ法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保

	<p>(新設)</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以下のもの <u>116,000円</u></p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>151,500円</u></p> <p>ウ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>182,000円</u></p> <p>エ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>213,500円</u></p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該交付に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以下のもの <u>258,000円</u></p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>318,000円</u></p> <p>ウ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>376,000円</u></p> <p>エ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>429,000円</u></p>		<p>イ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>72,500円</u></p> <p>ウ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>117,500円</u></p> <p>エ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>154,000円</u></p> <p>オ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>185,000円</u></p> <p>カ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>217,000円</u></p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該交付に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以下のもの <u>142,000円</u></p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>183,500円</u></p> <p>ウ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>262,000円</u></p> <p>エ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>322,500円</u></p> <p>オ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>381,000円</u></p> <p>カ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>435,000円</u></p>	<p>計画の変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は同計画の変更が省令で定める軽微な変更該当していることを証する書面の交付に係る一部の手数料の額について、積算根拠となる業務量等の見直しに伴い、適正な額及び面積区分に改めるもの(第2号について同じ。)</p>
13	<p>別表33の5の項第4号に掲げるもの</p> <p>(1) 戸建住宅又は建築物の住戸部分(長屋の全体を含む。以下この項、付表15の項及び17の項において同じ。)に係る計画認定(以下この項において「住戸認定」という。)</p>	13	<p>別表33の5の項第4号に掲げるもの</p> <p>(1) 戸建住宅又は建築物の住戸部分(長屋の全体を含む。以下この項、付表15の項及び17の項において同じ。)に係る計画認定(以下この項において「住戸認定」という。)</p>	

		<p>のみの申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る戸建住宅又は建築物の住戸部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該戸建住宅又は建築物の住戸部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準（以下この項及び付表15の項において「省エネ向上計画基準」という。）に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア)から(オ)まで （省略）</p> <p>イ （省略）</p> <p>(2)及び(3) （省略）</p> <p>(4) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る住宅部分を含まない建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>9,200円</u></p>			<p>のみの申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る戸建住宅又は建築物の住戸部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該戸建住宅又は建築物の住戸部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準（以下この項及び付表15の項において「省エネ向上計画基準」という。）に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア)から(オ)まで （現行のとおり）</p> <p>イ （現行のとおり）</p> <p>(2)及び(3) （現行のとおり）</p> <p>(4) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る住宅部分を含まない建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>9,300円</u></p>	<p>規定整備（条項ずれ）</p> <p>省エネ法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以</p>

(新設)

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のもの 26,000円

(ロ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のもの 78,000円

(ハ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以下のもの 125,000円

(ニ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、
25,000平方メートル以下のもの 157,000円

(ホ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 197,000円

イ 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、モデル建物法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 85,000円

(新設)

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のもの 143,000円

(ロ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のもの 232,000円

(ハ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以下のもの 303,000円

(ニ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、
25,000平方メートル以下のもの 364,000円

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、
1,000平方メートル以下のもの 16,000円

(ロ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のもの 27,000円

(ハ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のもの 80,000円

(ニ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以下のもの 127,000円

(ホ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、
25,000平方メートル以下のもの 160,000円

(ケ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円

イ 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、モデル建物法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 87,000円

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、
1,000平方メートル以下のもの 110,000円

(ロ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のもの 145,000円

(ハ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のもの 235,000円

(ニ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以下のもの 308,000円

(ホ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、
25,000平方メートル以下のもの 370,000円

下「計画認定」という。)の申請(省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合を除く。)に係る一部の手数料の額について、積算根拠となる業務量等の見直しに伴い、適正な額及び面積区分に改めるもの(イ及びウについて同じ。)

		<p>(カ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>427,000円</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>223,000円</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、 2,000平方メートル以下のもの <u>361,000円</u></p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のもの <u>516,000円</u></p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のもの <u>636,000円</u></p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下のもの <u>752,000円</u></p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>858,000円</u></p> <p>(5)及び(6) (省略)</p> <p>(7) 前各号の規定にかかわらず、<u>法第29条第3項</u>の他の建築物の記載がある計画認定の申請においては、当該計画認定の申請に係る建築物及び当該他の建築物それぞれにつき、前各号の規定に準じて算定した額を合算した額</p>		<p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>434,000円</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>227,000円</u></p> <p><u>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、</u> <u>1,000平方メートル以下のもの 284,000円</u></p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、 2,000平方メートル以下のもの <u>367,000円</u></p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のもの <u>524,000円</u></p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のもの <u>645,000円</u></p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下のもの <u>762,000円</u></p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>870,000円</u></p> <p>(5)及び(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) 前各号の規定にかかわらず、<u>法第34条第3項</u>の他の建築物の記載がある計画認定の申請においては、当該計画認定の申請に係る建築物及び当該他の建築物それぞれにつき、前各号の規定に準じて算定した額を合算した額</p>	<p>規定整備 (条項 ずれ)</p>
14	別表33の5の項第5号に掲げるもの	<p>別表33の5の項第4号の規定に準じて算定した額に、<u>法第30条第2項</u>の規定による申出 (以下この項において「申出」という。)に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 申出に係る<u>特定建築物を含む</u>建築物について、国土交通</p>	14	<p>別表33の5の項第5号に掲げるもの</p> <p>別表33の5の項第4号の規定に準じて算定した額に、<u>法第35条第2項</u>の規定による申出 (以下この項において「申出」という。)に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 申出に係る建築物について、国土交通大臣が定めた方法</p>	<p>規定整備 (条項 ずれ)</p> <p>規定整備</p>

		<p>大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額</p> <p>(2) 申出に係る<u>特定建築物を含む建築物</u>について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第2号の規定に準じて算定した額</p> <p>(3) (省略)</p>					
15	別表33の5の項第6号に掲げるもの	<p>(1)から(3)まで (省略)</p> <p>(4) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画変更認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る住宅部分を含まない建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>4,600円</u> (<u>新設</u>)</p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が<u>300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,000円</u></p> <p>(ロ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>39,000円</u></p> <p>(ハ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>62,500円</u></p> <p>(ニ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>78,500円</u></p> <p>(ホ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超え</p>	15	別表33の5の項第6号に掲げるもの	<p>(1)から(3)まで (現行のとおり)</p> <p>(4) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画変更認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る住宅部分を含まない建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>4,650円</u></p> <p>(イ) <u>建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 8,000円</u></p> <p>(ロ) 建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,500円</u></p> <p>(ハ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>40,000円</u></p> <p>(ニ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>63,500円</u></p> <p>(ホ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>80,000円</u></p> <p>(ヘ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超え</p>	同上	<p>計画認定の申請(省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合に限る。)に係る一部の手数料の額について、積算根拠となる業務量等の見直しに伴い、適正な額及び面積区分に改めるもの(イ及びウについて同じ。)</p>

るもの 98,500円

イ 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、モデル建物法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 42,500円
(新設)

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のもの 71,500円

(ロ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のもの 116,000円

(ハ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以下のもの 151,500円

(ニ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、
25,000平方メートル以下のもの 182,000円

(ホ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 213,500円

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 111,500円
(新設)

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のもの 180,500円

(ロ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のもの 258,000円

るもの 100,000円

イ 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、モデル建物法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 43,500円
(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、

1,000平方メートル以下のもの 55,000円

(ロ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のもの 72,500円

(ハ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のもの 117,500円

(ニ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以下のもの 154,000円

(ホ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、
25,000平方メートル以下のもの 185,000円

(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 217,000円

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 113,500円

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、
1,000平方メートル以下のもの 142,000円

(ロ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のもの 183,500円

(ハ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のもの 262,000円

		<p>(エ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>318,000円</u></p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>376,000円</u></p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>429,000円</u></p> <p>(5)及び(6) (省略)</p> <p>(7) 前各号の規定にかかわらず、<u>法第29条第3項</u>の他の建築物の記載がある計画変更認定の申請においては、当該計画変更認定の申請に係る建築物及び当該他の建築物（いずれも変更があるものに限る。）それぞれにつき、前各号の規定に準じて算定した額を合算した額（建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載された他の建築物がある場合の計画変更認定の申請においては、当該額に当該新たに記載された他の建築物それぞれにつき、別表付表13の項第1号から第6号までの規定に準じて算定した額を合算した額）</p>			
		<p>(イ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>322,500円</u></p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>381,000円</u></p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>435,000円</u></p> <p>(5)及び(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) 前各号の規定にかかわらず、<u>法第34条第3項</u>の他の建築物の記載がある計画変更認定の申請においては、当該計画変更認定の申請に係る建築物及び当該他の建築物（いずれも変更があるものに限る。）それぞれにつき、前各号の規定に準じて算定した額を合算した額（建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載された他の建築物がある場合の計画変更認定の申請においては、当該額に当該新たに記載された他の建築物それぞれにつき、別表付表13の項第1号から第6号までの規定に準じて算定した額を合算した額）</p>		規定整備（条項 ずれ）	
16	別表33の5の項第7号に掲げるもの	<p>別表33の5の項第6号の規定に準じて算定した額に、<u>法第31条第2項</u>において準用する<u>法第30条第2項</u>の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 申出に係る<u>特定建築物を含む</u>建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額</p> <p>(2) 申出に係る<u>特定建築物を含む</u>建築物について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第2号の</p>	16	<p>別表33の5の項第7号に掲げるもの</p> <p>別表33の5の項第6号の規定に準じて算定した額に、<u>法第36条第2項</u>において準用する<u>法第35条第2項</u>の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 申出に係る建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額</p> <p>(2) 申出に係る建築物について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第2号の規定に準じて算定</p>	<p>同上</p> <p>規定整備</p> <p>同上</p>

	規定に準じて算定した額 (3) (省略)		した額 (3) (現行のとおり)	
以下省略		以下現行のとおり		